

・工事完成及び社内検査終了後、本市へ完成届を提出し、本市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合において、本市に引き渡すものとしします。

・特定公園施設の整備に伴う樹木の伐採・抜根・移植については、ウェルカムゾーン樹木整理イメージ図（参考資料4）を参照してください。また、札幌市で実施した樹木現況調査の結果を10月末まで閲覧できますので、希望者は事前に電話・メールで札幌市みどりの推進課にお知らせください。

・詳細な整備内容については、実施協定の締結までに協議を得て決定するものとしします。

・公募区域を広く活用するための特定公園施設の整備を期待します。

(4) 特定公園施設の管理運営に関する条件

ア 特定公園施設の管理運営は、原則として設置等予定者の責任及び負担において実施していただきます。なお、指定管理者と協議のうえ、共同での管理運営や委託することも認めます。また、令和10年度の指定管理者の更新前に、設置等予定者と札幌市で指定管理者への一部管理運営の移行について協議します。

イ 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営とし、持続的に運営可能な施設整備を行ってください。

ウ 指定管理者と積極的に協力や連携を図り、相乗効果により公園全体の魅力を高めることを意識して管理運営を行ってください。

エ 年間を通じ円滑な管理運営が可能な体制としてください。

(5) 設置または管理の開始時期

特定公園施設の供用開始時期は公募対象公園施設と同じく、令和7年7月令和8年4月1日までに開始することとし、具体的な供用開始日については、本市との協議のうえ、決定するものとしします。

特定公園施設として整備した施設は、整備後本市へ譲渡するものとしします。

4 公募対象公園施設及び特定公園施設の共通事項について

(1) 遊戯施設の設置

遊戯施設を設置する場合は、(社)日本公園施設業協会が発行する「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」を踏まえた計画としてください。ただし、管理者等が常駐し、個別に安全管理を行っている場合などはこの限りではありません。

(2) 土壌汚染対策

整備面積等により、土壌汚染対策法における「一定の規模以上の土地の形質の変更」に該当する可能性があります。該当する場合には、札幌市環境対策課に届出のうえ手続きを行ってください。

(3) 埋蔵文化財

本事業の公募区域は埋蔵文化財の可能性地に位置しているため、設置等予定者は、工事着手前に札幌市埋蔵文化財センターと調整及び各種手続きを行ってください。

埋蔵文化財センターとの協議の中で、設置予定の施設の位置をずらす等、提案内容の調整が必要となる可能性もあります。なお、協議に際しては必要に応じて札幌市みどりの推進部の職員が立ち会います。

百合が原公園の埋蔵文化財包蔵地分布図は参考資料6のとおりですので、あらかじめご確認ください。

(4) 雨水貯留施設

札幌市では百合が原公園内に流域貯留施設を整備することを計画しており、公募区域内においては、駐車場等を部分的に掘り下げ地表面に雨水を貯留できるようにすること等を検討しています。設置等予定者は、札幌市河川事業課と流域貯留施設に関する整備の可否や整備内容、設計、および費用等について協議を行ってください。なお、協議に基づき実施する流域貯留施設の設計及び整備については、本市が費用負担することとしします。